

1	教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）	1
2	私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）	6
3	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）	8
4	国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）	11
5	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）	15
6	国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百一十一号）	17
7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）	18
8	旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五百二十二号）	19
9	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）	21
10	駐車場法施行令（昭和三十三年政令第三百四十号）	22
11	住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）	24
12	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	25
13	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）	26
14	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一十号）	27
15	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三十三号）	28
16	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	29
17	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）	30
18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四十四号）	32
19	沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）	33
20	水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）	34
21	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）	35
22	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九條第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和五十三年政令第三百一十四号）	37
23	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）	39

24	国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）	40
25	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	41
26	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）	44
27	過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）	47
28	中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）	48
29	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）	49
30	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）	54
31	地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）	58
32	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）	60
33	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）	61
34	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）	62
35	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	75
36	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	77

改 正 案	現 行
<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人（平成十五年法律第一百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ）。</p> <p>。、公立の学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指</p>	<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）、公立の学校又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市（指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教</p>

定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間(以下この条において「在職期間」という。)は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を通算した期間とする。

育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。()の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間(以下この条において「在職期間」という。)は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は国家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をした期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）

第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をした期間

五 国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号、第三号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

六 その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は国家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をした期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）

第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をした期間

五 国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号、第三号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

六 その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第八条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 大学院修学休業をしている主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。次号において同じ。)、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

- 二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

附 則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時的に任用された者
- 二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第八条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

- 二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

附 則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 臨時的に任用された者
- 二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(幼稚園等の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

3 第三条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号の規定の適用については、当分の間、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(幼稚園等の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

3 第三条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号の規定の適用については、当分の間、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とする。

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事等を経由する申請）</p> <p>第二条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第六条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由しなくてはならない。</p> <p>一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第三十条、第四十五条第一項（当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。） 、第五十条第二項、第五十二条第二項又は第六十四条第六項の規定による認可又は認定の申請</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 都道府県知事（前項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長）は、同項に掲げる申請を受理したときは、これにその意見</p>	<p>（都道府県知事を経由する申請）</p> <p>第二条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事を経由してしなければならない。</p> <p>一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第三十条、第四十五条第一項（当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。） 、第五十条第二項、第五十二条第二項又は第六十四条第六項の規定による認可又は認定の申請</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項に掲げる申請を受理したときは、これにその意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない</p>

を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。

(事務の区分)

第六条 第一条、第二条第二項及び第三条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

い。

(事務の区分)

第六条 第一条、第二条第二項及び第三条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第十九条 法第二十八条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設（<u>幼保連携型認定こども園を除く。</u>）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。</p> <p>2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 保育所及び<u>幼保連携型認定こども園</u>の保育室</p> <p>二（五）（略）</p> <p>3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の（一）から（五）までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十</p>	<p>（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第十九条 法第二十八条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。</p> <p>2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 保育所の保育室</p> <p>二（五）（略）</p> <p>3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の（一）から（五）までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十</p>

分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

居室の種類		割合
(一)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一
(二)	(略)	
(三)～(七)	(略)	(略)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

第百十五条の三 法別表第一(一)欄の(二)項から(四)項まで及び(六)項(法第八十七条第三項において法第二十七条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。)

二～四 (略)

(設置)

第百二十六条の二 法別表第一(一)欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物(建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに、間仕切壁、天井面から五十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙壁

分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

居室の種類		割合
(一)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教室	五分の一
(二)	(略)	
(三)～(七)	(略)	(略)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

第百十五条の三 法別表第一(一)欄の(二)項から(四)項まで及び(六)項(法第八十七条第三項において法第二十七条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等

二～四 (略)

(設置)

第百二十六条の二 法別表第一(一)欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物(建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに、間仕切壁、天井面から五十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙壁

「という。」によつて区画されたものを除く。）、第百十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの（建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

一 (略)

二 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（以下「学校等」という。）

三〇五 (略)

2 (略)

「という。」によつて区画されたものを除く。）、第百十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が千平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が二百平方メートルを超えるもの（建築物の高さが三十一メートル以下の部分にある居室で、床面積百平方メートル以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

一 (略)

二 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（以下「学校等」という。）

三〇五 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（無償貸付）</p> <p>第一条 各省各庁の長（国有財産特別措置法（以下「法」という。）第五条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、法第二条第二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、同項各号に規定する施設の種類、当該施設に係る事業の規模等を勘案して財務大臣が定める数量に関する基準に従つて当該貸付けを行うものとする。</p> <p>2 各省各庁の長は、<u>法第二条第二項第七号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。</u></p> <p>一 次条第七項第一号に掲げる区域にある<u>法第二条第二項第七号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）</u>。次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間</p> <p>二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法 及び国有財産特別措置法 の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなつた日）から平成三十三年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこと</p>	<p>（無償貸付）</p> <p>第一条 各省各庁の長（国有財産特別措置法（以下「法」という。）第五条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、法第二条第二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、同項各号に規定する施設の種類、当該施設に係る事業の規模等を勘案して財務大臣が定める数量に関する基準に従つて当該貸付けを行うものとする。</p> <p>2 各省各庁の長は、<u>法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。</u></p> <p>一 次条第七項第一号に掲げる区域にある<u>法第二条第二項第六号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）</u>。次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間</p> <p>二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法 及び国有財産特別措置法 の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなつた日）から平成三十三年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこと</p>

となつた日の前日)までの間

第二条 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める保護施設は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設とする。

2 法第二条第二項第二号に規定する政令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの(第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。)とする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定に基づき市町村(特別区を含む。次号において同じ。)
- 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定に基づき市町村が行う措置(他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。)の用

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス(同法第五条第七項に規定する生活介護、同条

となつた日の前日)までの間(略)

第二条 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める保護施設は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設とする。

2 法第二条第二項第二号に規定する政令で定める施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの(第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。)とする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定に基づき市町村(特別区を含む。次号において同じ。)
- 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定に基づき市町村が行う措置(他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。)の用

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス(同法第五条第七項に規定する生活介護、同条

第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。)の用

4 法第二条第二項第四号に規定する政令で定める老人福祉施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとする。

5 法第二条第二項第四号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護に係る特例介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス
- 二 生活保護法の規定による通所介護、短期入所生活介護若しくは認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護又は介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する介護予防

6 法第二条第二項第四号ハに規定する政令で定めるものは、生活保護法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護とする。

7 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和

第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。)の用

4 法第二条第二項第四号に規定する政令で定める老人福祉施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとする。

5 法第二条第二項第四号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護に係る特例介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス
- 二 生活保護法の規定による通所介護、短期入所生活介護若しくは認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護又は介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する介護予防

6 法第二条第二項第四号ハに規定する政令で定めるものは、生活保護法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護とする。

7 法第二条第二項第六号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和

三十七年法律第五十号) 第三条第一項の特定地方公共団体(以下「激甚災害を受けた地方公共団体」という。)として告示された地方公共団体の区域

二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定の適用を受けている市町村の区域

三 東京都小笠原村の区域

8 前項第一号の場合において、当該告示をされた地方公共団体が都道府県であるときは、当該都道府県が設置する義務教育等諸学校施設について法第二条第二項第七号の規定を適用する場合に限り、当該都道府県を激甚災害を受けた地方公共団体とする。

三十七年法律第五十号) 第三条第一項の特定地方公共団体(以下「激甚災害を受けた地方公共団体」という。)として告示された地方公共団体の区域

二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定の適用を受けている市町村の区域

三 東京都小笠原村の区域

8 前項第一号の場合において、当該告示をされた地方公共団体が都道府県であるときは、当該都道府県が設置する義務教育等諸学校施設について法第二条第二項第六号の規定を適用する場合に限り、当該都道府県を激甚災害を受けた地方公共団体とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育の事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第六条において「幼保連携型認定こども園」という。）において行う教育及び保育の事業を含む。）</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五百五十一号）第二条第二項に規定する内航運送をする事業であつて、総トン数四十トン未満の船舶により行うもの</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による病院又は診療所において行う医療保健業であつて、防衛大臣が定めるもの</p> <p>第六条 法第一条第一項第三号の政令で定める行為は、学校教育施設（<u>幼保連携型認定こども園を含む。</u>以下この条において同じ。）又は病院若しくは診療所の近傍において行われる航空機又は機甲車両その他重車両の頻繁な使用及び射撃、砲撃、爆撃その他火薬類を使用する行為の頻繁な実施であつて、これらの行為により生ずる音響の強度及び</p>	<p>第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育の事業</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五百五十一号）第二条第二項に規定する内航運送をする事業であつて、総トン数四十トン未満の船舶により行うもの</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による病院又は診療所において行う医療保健業であつて、防衛大臣が定めるもの</p> <p>第六条 法第一条第一項第三号の政令で定める行為は、学校教育施設又は病院若しくは診療所の近傍において行われる航空機又は機甲車両その他重車両の<u>ひん</u>頻繁な使用及び射撃、砲撃、爆撃その他火薬類を使用する行為の<u>ひん</u>頻繁な実施であつて、これらの行為により生ずる音響の強度及び<u>ひん</u>度が学校教育施設並びに病院及び診療所についてそれぞれ</p>

頻度が学校教育施設並びに病院及び診療所についてそれぞれ防衛大臣の定める限度を超えるものとする。

れ防衛大臣の定める限度をこえるものとする。

改正案	現行
<p>（公用、公共用施設等）</p> <p>第五条 法第八条の二第二項第五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>の施設</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 防波堤、岸壁、<u>栈橋</u>その他の臨港施設</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の設置する避難小屋、展望台その他の公衆の福祉及び厚生のための施設</p>	<p>（公用、公共用施設等）</p> <p>第五条 法第八条の二第二項第五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する<u>学校の施設</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 防波堤、岸壁、<u>さん橋</u>等の臨港施設</p> <p>六 地方公共団体の設置する避難小屋、展望台その他の公衆の福祉及び厚生のための施設</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(指導主事)</p> <p>第四条 教育委員会は、法第十九条第四項後段の規定により指導主事に 大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ 。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第 二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てようとする場 合において、当該教員が他の教育委員会（就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七 十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員にあ つては、当該教員が属する地方公共団体の長）の任命に係る者である ときは、当該任命権者の同意を得なければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(指導主事)</p> <p>第四条 教育委員会は、法第十九条第四項後段の規定により指導主事に 大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ 。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第 二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てようとする場 合において、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは 、当該任命権者の同意を得なければならない。</p>

改正案	現行
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「<u>第一条学校等</u>」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該<u>第一条学校等</u>から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 当該施設の設置場所が<u>第一条学校等</u>の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該<u>第一条学校等</u>から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールそ</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「<u>学校等</u>」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該<u>学校等</u>から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 当該施設の設置場所が<u>学校等</u>の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該<u>学校等</u>から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の</p>

<p>3 ・ 4 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>他の設備の内部を見通すことを遮ることができると。 設備を有すること。</p>	<p>3 ・ 4 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>内部を見とおすことをさえぎることができると。 設備を有すること。</p>
---	---

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）（抄）【第九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養及び療養費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、その経営する医療機関若しくは薬局又は教育委員会（大学及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の学校医等）<u>に</u>関しては、地方公共団体の長とする。以下同じ。）があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までの療養を行うものとする。</p>	<p>（療養及び療養費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、その経営する医療機関若しくは薬局又は教育委員会（大学の学校医）<u>に</u>関しては、地方公共団体の長とする。以下同じ。）があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までの療養を行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交 通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条におい て同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。 ）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道 路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に關す るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設ける こと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、<u>幼保連携型認定こども園</u>、 保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児 童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の 部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及 び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他 これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されてい る道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左 右二十メートル以内の部分を含む。）</p> <p>二〇八 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p>	<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口 （路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交 通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条におい て同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。 ）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道 路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に關す るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設ける こと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援セン ター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童 館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する 柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道 を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により 車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつて は、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分 を含む。）</p> <p>二〇八 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p>

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

○住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）（抄）【第十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（地区施設）</p> <p>第二条 法第二条第七項に規定する政令で定める施設は、保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>、授産所、隣保館及び管理事務所とする。</p>	<p style="text-align: center;">（地区施設）</p> <p>第二条 法第二条第七項に規定する政令で定める施設は、保育所、授産所、隣保館及び管理事務所とする。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（通学通園バス） 第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものという。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（通学通園バス） 第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園又は保育所（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第三（附則第二項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 幼稚園、<u>小学校</u>、<u>特別支援学校</u>（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）<u>及び</u>幼保連携型認定こども園の教育職員</p> <p>六 児童福祉施設（<u>幼保連携型認定こども園を除く。</u>）<u>において</u>児童の介護、教護又は養育を職務とする者</p> <p>七～十四（略）</p>	<p>別表第三（附則第二項関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 幼稚園、<u>小学校</u>及<u>び</u>特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）の教育職員</p> <p>六 児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者</p> <p>七～十四（略）</p>

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）（抄）

【第十四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第二条第二項第六号の施設）</p> <p>第二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 保育所、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。</u>）及び児童館</p> <p>八～十七 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第六号の施設）</p> <p>第二条 法第二条第二項第六号に掲げる政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 保育所及び児童館</p> <p>八～十七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第六条第三項の政令で定める通学路）</p> <p>第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第六条第三項の政令で定める通学路）</p> <p>第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間</p> <p>二（略）</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

【第十六条関係】
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一 〓三 （略）</p> <p>四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼 保連携型認定こども園</p> <p>五 〓七 （略）</p> <p>（告示）</p> <p>第十七条 第二条及び第四条第六号の規定による国土交通大臣の定め並びに第五条、法第八条の二、法第九条第一項及び法第九条の二第一項の規定による国土交通大臣の指定は、告示によつて行う。</p>	<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一 〓三 （略）</p> <p>四 〓六 （略）</p> <p>（告示）</p> <p>第十七条 第二条及び第四条第五号の規定による国土交通大臣の定め並びに第五条、法第八条の二、法第九条第一項及び法第九条の二第一項の規定による国土交通大臣の指定は、告示によつて行う。</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定工作物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第四条第十一项の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。</p> <p>一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（特定工作物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第四条第十一项の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。</p> <p>一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に</p>

一〇二十五 (略)

二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等を含む。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

イ (略)

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物

ハ〜ホ (略)

二十七〜三十 (略)

掲げるものとする。

一〇二十五 (略)

二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等を含む。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

イ (略)

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物

ハ〜ホ (略)

二十七〜三十 (略)

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）【第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）</p> <p>四 （略）</p>	<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）</p> <p>四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>	<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所の児童についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>

改正案	現行
<p>（法第五条第一号の政令で定める事業）</p> <p>第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 保育所、幼保連携型認定こども園、児童館又は児童遊園の整備に関する事業</p> <p>十 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、併せて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業</p> <p>十一 十六（略）</p>	<p>（法第五条第一号の政令で定める事業）</p> <p>第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業</p> <p>十 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業</p> <p>十一 十六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）</p> <p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。</p>

(略)	十三	(略)	項
(略)	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設 (学校(幼保連携型認定こども園を除く。)の施設を除く。)	(略)	補助に係る施設
(略)	防衛大臣が定める額	(略)	額 補助の割合又は

(略)	十三	(略)	項
(略)	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設 (学校の施設を除く。)	(略)	補助に係る施設
(略)	防衛大臣が定める額	(略)	額 補助の割合又は

○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和五十三年政令第三百二十四号）（抄）【第二十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の政令で定める人事委員会又は公平委員会は、次に掲げる人事委員会又は公平委員会とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の地方公務員職員団体及び混合連合団体以外の地方公務員職員団体及び混合連合団体で、<u>公立学校（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）</u>の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としているもの（一の地方公共団体の公立学校の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としていないものを除く。）にあつては、その主たる事務所の所在地の属する都道府県（当該都道府県内の公立学校の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、都道府県の区域別の構成員の数が最も多い都道府県）の人事委員会</p> <p>三 （略）</p>	<p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の政令で定める人事委員会又は公平委員会は、次に掲げる人事委員会又は公平委員会とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）で、都道府県に属するものを構成員としている地方公務員職員団体及び混合連合団体にあつては、その主たる事務所の所在地の属する都道府県（当該都道府県の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、構成員である非現業の一般職の地方公務員の数が最も多い都道府県）の人事委員会</p> <p>二 前号の地方公務員職員団体及び混合連合団体以外の地方公務員職員団体及び混合連合団体で、<u>公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）</u>の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としているもの（一の地方公共団体の公立学校の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としていないものを除く。）にあつては、その主たる事務所の所在地の属する都道府県（当該都道府県内の公立学校の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、都道府県の区域別の構成員の数が最も多い都道府県）の人事委員会</p> <p>三 前二号の地方公務員職員団体及び混合連合団体以外の地方公務員</p>

職員団体及び混合連合団体にあつては、その主たる事務所の所在地の属する市町村又は特別区（当該市町村又は特別区の非現業の一般職の地方公務員を構成員としていないときは、構成員である非現業の一般職の地方公務員の数が最も多い地方公共団体）の人事委員会又は公平委員会

改 正 案	現 行
<p>（学校等に類する建築物）</p> <p>第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、保育所、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</p>	<p>（学校等に類する建築物）</p> <p>第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、保育所、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通過した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの</u> その宿泊している施設</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>二〇七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通過した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの <u>その宿泊している施設</u></p> <p>二〇五 (略)</p> <p>二〇七 (略)</p>

改正案	現行
<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方公共団体が事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。）又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 一の会社（当該会社若しくはその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。以下この号において同じ。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社（保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の引受社員及び少額短期保険業者を除く。）を除く。）若しくは当該会社の連結子会社等又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロ又はニに掲げるものを除く。）</p> <p>三 一の包括宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であつて、宗教法人（同法第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。）</p>	<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方公共団体が事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。）又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 一の会社（当該会社若しくはその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。以下この号において同じ。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社（保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の引受社員及び少額短期保険業者を除く。）を除く。）若しくは当該会社の連結子会社等又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロ又はニに掲げるものを除く。）</p> <p>三 一の包括宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であつて、宗教法人（同法第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。）</p>

若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号に掲げるものを除く。）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であつた者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

五 国会議員（国会議員であつた者を含む。）が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であつた者を含む。）が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

六 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第八号において同じ。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの

七 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）の一の各種学校（同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校

若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号に掲げるものを除く。）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であつた者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

五 国会議員（国会議員であつた者を含む。）が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であつた者を含む。）が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

六 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。第八号において同じ。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの

七 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）の一の各種学校（同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校

若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの

八 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう

。同号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体がその学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。）を相手方として行うもの

九 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手方として行うもの

若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの

八 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう

。同号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体がその学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。）を相手方として行うもの

九 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手方として行うもの

改 正 案	現 行
<p>（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>一 幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル</p> <p>二（略）</p> <p>三 学校（<u>幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園</u>を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル</p> <p>四（略）</p> <p>（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）</p> <p>第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>十七 <u>幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル</p> <p>二（略）</p> <p>三 学校（<u>幼稚園及び小学校等</u>を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル</p> <p>四（略）</p> <p>（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）</p> <p>第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>十七 <u>幼稚園又は小学校等</u></p>

十八・十九 (略)

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 (略)

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三・四 (略)

附則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ〜ハ (略)

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ・ヘ (略)

三 (略)

2 (略)

十八・十九 (略)

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 (略)

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三・四 (略)

附則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ〜ハ (略)

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ・ヘ (略)

三 (略)

2 (略)



改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等）</p> <p>第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める交付金は、<u>児童福祉法</u>（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金とする。</p> <p>2 法第十条第二項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等）</p> <p>第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める交付金は、<u>次世代育成支援対策推進法</u>（平成十五年法律第百二十号）第十一条第一項に規定する交付金とする。</p> <p>2 法第十条第二項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。</p>

改正案	現行
<p>2～6 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>初等中等教育分科会</p> <p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園）における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二～五 (略)</p> </div>	<p>2～6 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>初等中等教育分科会</p> <p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二～五 (略)</p> </div>

(分科会)
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(分科会)
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

改正案	現行
<p>（国有財産の譲与等）</p> <p>第三十六条 国は、関係地方公共団体において普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。以下この条において同じ。）を、学校教育法第一条に規定する小学校（当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下単に「幼保連携型認定こども園」という。）の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園又は当該幼保連携型認定こども園を含む。）、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設で法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に係るものうち、内閣総理大臣が指定する施設の用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通財産を所管する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長及び文部科学大臣（幼保連携型認定こども園に係る指定にあつては、当該各省各庁の長並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣）と協議しなければならない。</p>	<p>（国有財産の譲与等）</p> <p>第三十六条 国は、関係地方公共団体において普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。以下この条において同じ。）を、学校教育法第一条に規定する小学校（当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園を含む。）、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設で法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に係るものうち、内閣総理大臣が指定する施設の用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通財産を所管する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長及び文部科学大臣と協議しなければならない。</p>

別表第一（第三十二条関係）

十八 児 福 祉 設 施		項 事業の区分	国庫の負担割合 又は補助の割合	
児童福祉法第七 条第一項に規定 する児童福祉施 設の整備				(一) 助産施設、母子 生活支援施設、保 育所及び幼保連携 型認定こども園に 係るもの
(二) 乳児院及び障害 児入所施設（主と して知的障害のあ る児童を入所させ るものに限る。） に係るもの		十分の八		
(三) 障害児入所施設 （主として重症心 身障害児（児童福 祉法第七条第二項				

別表第一（第三十二条関係）

十八 児 福 祉 設 施		項 事業の区分	国庫の負担割合 又は補助の割合	
児童福祉法第七 条第一項に規定 する児童福祉施 設の整備				(一) 助産施設、母子 生活支援施設及び 保育所に係るもの
(二) 乳児院及び障害 児入所施設（主と して知的障害のあ る児童を入所させ るものに限る。） に係るもの		十分の八		
(三) 障害児入所施設 （主として重症心 身障害児（児童福 祉法第七条第二項				

一	項		
児	事業の区分		
児童福祉法第七			
(一)	助産施設、母子		
十分の一・二五	沖縄県の負担割合又は補助の割合		

別表第二(第三十二条関係)

備考 二の項における国庫の負担又は補助の割合は、当該土地改良事業に要する費用の額(当該土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該土地改良事業につき土地改良法第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額(国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を除く。)に対する割合とする。	(十九〜二十七は略)	に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入手させるものに限る。)に係るもの
--	------------	--

一	項		
児	事業の区分		
児童福祉法第七			
(一)	助産施設、母子		
十分の一・二五	沖縄県の負担割合又は補助の割合		

別表第二(第三十二条関係)

備考 二の項における国庫の負担又は補助の割合は、当該土地改良事業に要する費用の額(当該土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該土地改良事業につき土地改良法第九十条第二項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額(国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を除く。)に対する割合とする。	(十九〜二十七は略)	に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入手させるものに限る。)に係るもの
--	------------	--

別表第三

(二)～(四)は略)	設 施 社 福 童		
	条第一項に規定する児童福祉施設の整備		
	(二) 乳児院及び障害児入所施設（主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）に係るもの	生活支援施設、 <u>保育所及び幼保連携型認定こども園</u> に係るもの	六分の一
	(三) 障害児入所施設（主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）に係るもの	十分の一	

別表第三

(二)～(四)は略)	設 施 社 福 童		
	条第一項に規定する児童福祉施設の整備		
	(二) 乳児院及び障害児入所施設（主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）に係るもの	生活支援施設及び <u>保育所</u> に係るもの	六分の一
	(三) 障害児入所施設（主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）に係るもの	十分の一	

(五)六は略)	四	(一)三は略)	項
	設 施 社 福 童 児		事業の区分
	設の整備 する児童福祉施設 児童福祉法第七 条第一項に規定 する児童福祉施設		交付金
(五)六は略)	(一)	(二)三は略)	項
	設に係るもの 乳児院及び母 子生活支援施設 に係るもの		事業の区分
	助産施設、 乳児院及び母 子生活支援施設 に係るもの		交付金
(五)六は略)	(二)	(二)三は略)	項
	係るもの 定こども園に 幼保連携型認 定こども園に 係るもの		事業の区分
	児童福祉法第五十六 条の四の三第二項に規定 する交付金		交付金
(五)六は略)	次世代育成支援対策推 進法(平成十五年法律 第百二十号)第十一 条第一項に規定する交 付金	(二)三は略)	項
	児童福祉法第五十六 条の四の三第二項に規定 する交付金		事業の区分
	児童福祉法第五十六 条の四の三第二項に規定 する交付金		交付金

(五)六は略)	四	(一)三は略)	項
	設 施 社 福 童 児		事業の区分
	育所の整備 乳児院、母子生活支援施設及び保 育所の整備		交付金
(五)六は略)	(一)	(二)三は略)	項
	設に係るもの 乳児院、母子生活支援施設及び保 育所の整備		事業の区分
	児童福祉法第七 条第一項に規定す る児童福祉施設 のうち助産施設、 乳児院、母子生活 支援施設及び保 育所の整備		交付金
(五)六は略)	次世代育成支援対策推 進法(平成十五年法律 第百二十号)第十一 条第一項に規定する交 付金	(二)三は略)	項
	児童福祉法第七 条第一項に規定す る児童福祉施設 のうち助産施設、 乳児院、母子生活 支援施設及び保 育所の整備		事業の区分
	児童福祉法第七 条第一項に規定す る児童福祉施設 のうち助産施設、 乳児院、母子生活 支援施設及び保 育所の整備		交付金

改正案	現行
<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長</p> <p>二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）</p> <p>三（略）</p>	<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該国立学校の校長</p> <p>二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会</p> <p>三（略）</p>

(共済掛金の額)

第七条 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一三 (略)

四 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。)及び幼保連携型認定こども園 二百七十円

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 法第十七条第四項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(共済掛金の額)

第七条 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一三 (略)

四 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。) 二百七十円

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 法第十七条第四項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校及び幼稚園 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費に係る国の補助は、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる場合に係る災害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校及び幼稚園 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理)

第十九条 学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

2 学校の設置者が国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所等(法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。)の児童(法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)一人当たり三百五十円とする。ただし、要保護児童(生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童をいう。)については、一人当たり四十円とする。

2 (略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。)、第十九条及び附則第一条の二の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省

(学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理)

第十九条 学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

2 学校の設置者が国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附則

(保育所の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所の児童一人当たり三百五十円とする。ただし、要保護児童(生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所の児童をいう。)については、一人当たり四十円とする。

2 (略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。)、第十九条及び附則第一条の二の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令

令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）」の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 (略)

二 児童が通常の経路及び方法により保育所等に通い、又は保育所等から帰宅する場合

三 (略)

で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）」の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号、第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 (略)

二 児童が通常の経路及び方法により保育所に通い、又は保育所から帰宅する場合

三 (略)

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八、同法第三十四条の十五第一項、第二項及び第七項（これらの規定のうち小規模保育事業に関する部分に限る。）並びに同法第三十五条第三項、第四項、第十一項及び第十二項（これらの規定のうち児童発達支援センターに関する部分を除く。）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項（入所の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）、第二十八条第二項及び第四項ただし書並びに第四十一条</p> <p>三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項及</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項、第四項、第六項及び第七項</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項（入所の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）、第二十八条第二項及び第四項ただし書並びに第四十一条</p> <p>三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項及</p>

び第二項並びに第六十七条第一項及び第二項

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第五項及び第七項（これらの規定のうち同条第一項の認定を受けた保育所に関する部分に限る。）

七 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十八条

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の七

4・5（略）

び第二項並びに第六十七条第一項及び第二項

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十三条第三項及び第八十六条第一項

（新設）

六 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十八条

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の七

4・5（略）

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）【第三十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百三十三（略）</p> <p>四百三十三の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）</p> <p>四百三十四 〓 四百三十八（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百三十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百三十四 〓 四百三十八（略）</p>

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）【第三十三条関係】
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設） 第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二〇七（略）</p> <p>八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する<u>保連携型認定こども園</u></p> <p>九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設） 第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二〇七（略） （新設）</p> <p>八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所</p>

改正案

現行

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態	(略)	(略)	(略)
様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	(略)	二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び	(略)

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態	報告義務者に関する事務	一 報告義務者（都道府県の教育委員会が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務
様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	調査票の配布、取集、審査等に関する事務	二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び	二 前号に規定する

(略)	
(略)	同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この表において同じ。)として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の配布に関する事務 三・四(略)
(略)	

その他の事務	調査票の集計に関する事務	
六 文部科学大臣、他の都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務	五 第二号に規定する調査票及びこの項第四欄第五号の規定による集計に係る集計表の集計に関する事務	同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の配布に関する事務 三 前号に規定する調査票の取集に関する事務 四 第二号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務
六 都道府県の教育委員会及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務	五 第一号に規定する調査票の集計に関する事務	調査票の取集に関する事務 三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務 四 都道府県の教育委員会に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務

<p>七 市町村の教育委員会 に対する調査票の用紙 その他調査のために必 要な物品の送付に関す る事務</p>	<p>七 市町村の区域に おける調査の広報 に関する事務</p>
<p>八 都道府県の区域にお ける調査の広報に関す る事務</p>	<p>八 都道府県の教育 委員会に対する調 査に関する事務の 実施状況その他必 要な事項の報告に 関する事務</p>
<p>九 市町村の教育委員会 の行う調査に関する事 務の実施状況の把握に 関する事務</p>	<p>九 都道府県の教育 委員会に対する集 計表その他関係書 類の送付に関する 事務</p>
<p>十 文部科学大臣に対す る調査に関する事務の 実施状況その他必要な 事項の報告に関する事 務</p>	<p>十 前各号に掲げる 事務に関する書類 の作成及び保管そ の他前各号に掲げ る事務に附帯する 事務</p>
<p>十一 文部科学大臣に対 する調査票、集計表そ の他関係書類の提出に 関する事務</p>	
<p>十二 前各号に掲げる事 務に関する書類の作成 及び保管その他前各号 に掲げる事務に附帯す る事務</p>	

別表第四（第四条関係）

とす 目的 とを るこ にす らか を明 事項 本的 る基 関す 校に な学 必要 政に 育行 校教 一学	計	基幹統	事務の区分	都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が 行う事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
				一 報告義務者 （公立及び私 立の学校（学 校教育法第一 条に規定する 学校（大学及 び高等専門学 校を除く。） 、同法第二百 十四条に規定 する専修学校 及び同法第百 三十四条第一 項に規定する 各種学校並び に就学前の子 どもに関する 教育、保育等			

別表第四（第四条関係）

とす 目的 とを るこ にす らか を明 事項 本的 る基 関す 校に な学 必要 政に 育行 校教 一学	計	基幹統	事務の区分	都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が 行う事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
				一 報告義務者 （公立及び私 立の学校が廃 止されたとき の調査に係る ものに限る。 ）の指定に関 する事務			

計 幹 統 基

(略)	
(略)	<p>の総合的な提 供の推進に関 する法律（平 成十八年法律 第七十七号） 第二条第七項 に規定する幼 保連携型認定 こども園をい う。以下この 項において同 じ。）が廃止 されたときの 調査に係るも のに限る。） の指定に関す る事務</p>
(略)	
(略)	
(略)	

計 幹 統 基

調査票の配 布、取集、 審査等に関 する事務	
二 調査票（都 道府県知事が 調査すべき学 校として文部 科学省令で定 めるものの調 査に係るもの に限るものと	
一 調査 票（都 道府県 の教育 委員会 が作成 すべき ものと	
一 調査票 （市町村 長が調査 すべき学 校として 文部科学 省令で定 めるもの	
一 調査 票（市 町村の 教育委 員会が 作成す べきも のとし	

し、第七号に規定するものを除く。）の配布に関する事務	し、第七号に規定するものを除く。）の配布に関する事務	して文部科学省令で定めるものに	の調査に係るものに限り、第四号に規定するものを除く。）の配布に関する事務	て文部科学省令で定めるものに限り、
三 前号に規定する調査票の取集に関する事務	）の作成に関する事務	）の作成に関する事務	く。）の配布に関する事務	の作成に関する事務
四 前号及びこの項第四欄第二号に規定する調査票並びにこの項第五欄第五号に規定する調査票（この項第五欄第三号に規定するものを除く。）の審査並びにこの項第五欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務	府県知事に対する前号に規定する調査票（学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の送付	二 前号に規定する調査票及びこの項第六欄第二号に規定する調査票の審査に関する事務	二 前号に規定する調査票（市町村長が作成	二 市町村長に對する前号に規定する調査票（学齡児童及び学齡生徒の就学の状況の調査並びに学校が廃止

別表第五（第四条関係）

二 （略）	
（略）	

別表第五（第四条関係）

二 （略）	
（略）	
（略）	に掲げる事務 に附帯する事 務
（略）	
（略）	出に關する事務 十一 都道府県知事 に對する關係書類 の送付に關する事務 十二 前各号に掲げる事務に 關する書類の作成 及び保管その他前 各号に掲げる事務 に附帯する事務
（略）	

計	基幹統 事務の区分	都道府県知事が行 う事務	都道府県の教 育委員会が行 う事務	市町村の教育 委員会が行う 事務	学校に おける 幼児、 児童、 生徒、 学生及 び職員 の発育 及び健 康の状 態並び に健康 診断の 実施状 況及び 保健設 備の状 況を明 らかに するこ とを目 的とす
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		二 調査票（都道 府県知事が調査 すべき学校（学 校教育法第一条 に規定する学校 （大学及び高等 専門学校を除く 。）をいう。以 下この表におい て同じ。）とし て文部科学省令 で定めるものの 調査に係るもの			

計	基幹統 事務の区分	都道府県知事が行 う事務	都道府県の教 育委員会が行 う事務	市町村の教育 委員会が行う 事務	学校に おける 幼児、 児童、 生徒、 学生及 び職員 の発育 及び健 康の状 態並び に健康 診断の 実施状 況及び 保健設 備の状 況を明 らかに するこ とを目 的とす
	報告義務者 に関する事 務	一 報告義務者（ 都道府県知事が 選定すべきもの として文部科学 省令で定めるも のに限る。）の 選定に関する事 務	二 調査票（都道 府県知事が調査 すべき学校とし て文部科学省令 で定めるものの 調査に係るもの に限る。）の配 布に関する事務	三 前号に規定す る調査票の取集 に関する事務	四 第二号、この 項第四欄第一号
		一 調査票（ 都道府県の 教育委員会 が調査すべ き学校の職 員として文 部科学省令 で定めるも のの調査に 係るものに 限る。）の 作成に関する 事務	一 調査票（ 都道府県の 教育委員会 が調査すべ き学校の職 員として文 部科学省令 で定めるも のの調査に 係るものに 限る。）の 作成に関する 事務	一 調査票（ 市町村の教 育委員会が 調査すべ き学校の職 員として文 部科学省令 で定めるも のの調査に 係るものに 限る。）の 作成に関する 事務	

	る基幹 統計
(略)	
(略)	に限る。)の配 布に関する事務 三・四(略)
(略)	
(略)	

	る基幹 統計
その他の事務	
五 文部科学大臣、他の都道府県知事並びに都道府県及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務	及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務
六 都道府県及び市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務	二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務
七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務	三 都道府県知事との連絡に関する事務
八 文部科学大臣	四 前三号に掲げる事務 三 都道府県知事との連絡に関する事務
	二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

【第三十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（局等組織）</p> <p>第五条 法第六十六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 別表第一の上欄に掲げる府省庁等における同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）</p>	<p>内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房</p> <p>内閣府設置法第十七条第一項に規定する局</p> <p>官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局</p> <p>食品安全委員会に置かれる事務局</p> <p>国会等移転審議会に置かれる事務局</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局</p>	<p>内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）</p>	<p>内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房</p> <p>内閣府設置法第十七条第一項に規定する局</p> <p>官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局</p> <p>食品安全委員会に置かれる事務局</p> <p>国会等移転審議会に置かれる事務局</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局</p>
別表第一（第五条関係）		別表第一（第五条関係）	

(略)	
(略)	<p>公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 北方対策本部 子ども・子育て本部 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局 官民人材交流センター 沖縄総合事務局 特定個人情報保護委員会に置かれる事務局 消費者庁 地方分権改革推進委員会に置かれる事務局 死因究明等推進会議に置かれる事務局</p>
(略)	
(略)	<p>公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 北方対策本部 (新設) 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局 官民人材交流センター 沖縄総合事務局 特定個人情報保護委員会に置かれる事務局 消費者庁 地方分権改革推進委員会に置かれる事務局 死因究明等推進会議に置かれる事務局</p>

改 正 案		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）（抄）
政 令	事 務	
私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）	第一条、第二条第二項及び第三条から第五条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）（抄）
政 令	事 務	
私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）	第一条、第二条第二項及び第三条から第五条までの規定により都道府県が処理することとされている事務	
政 令	事 務	